

□大野区民等表彰規程

□大野区

(趣旨)

第1条 この規程は、□大野区民等の功労者等に対する表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労者表彰、功績者表彰及び善行者表彰の3種とする。

(功労者表彰)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを地区功労者としてその功績を表彰する。

- (1) 区長として5年以上在職した者
- (2) 町内会長として4年以上在職した者
- (3) 審議員または監査員として4年以上在職した者
- (4) 前各号の職を通じてその在職期間が次の計算により、合算して4年以上となる者を最高役職名で表彰するものとする。
 - (ア) 第1号に規定するもの 100分の100
 - (イ) 第2号に規定するもの 100分の95
 - (ウ) 第3号に規定するもの 100分の90
- (5) 前各号に掲げる者のほか、□大野区の公益に関し特に功労が顕著である個人または法人。

2 前項第1号から第4号までの規定に該当する者の在職年数の計算は、次に定めるところによる。

- (1) 在職期間は、その職に就いた日の属する月から退職した日の属する月までの期間とし、1年未満の端数が生じたときは、6月未満はこれを切り捨て6月以上はこれを1年として計算する。ただし、端数が6月未満の場合であっても、区長において特別の理由があると認めるときは、1年に切り上げて計算することができる。
- (2) 在職期間が中断したときは、前後の期間を通算する。

3 前項に規定する在職期間算定の基礎となる基準日は、4月1日とする。

4 区事務員は、功労者等資格調書(様式第1号)を基準日において作成し、毎年4月10日までに区長に提出しなければならない。

(功績者表彰)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを功績者としてその功績を表彰する。

- (1) 区および各町内の振興に特に功績のあった者（前条第1項第1号から第3号までに規定する職にあるものを除く。）
- (2) 区の教育、文化・スポーツの振興に特に功績のあった者
- (3) 社会福祉、環境衛生、交通安全等の推進に特に功績のあった者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる個人、法人または団体。

（善行者表彰）

第5条 善行が著しく区民の模範となる個人、法人または団体を善行者としてその善行を表彰する。

（被表彰候補者の推薦）

第6条 第3条第1項第5号、第4条及び第5条の規定に該当する表彰の候補者があるときは、町内会長は区長に功労者等推薦書（様式第2号）を提出し推薦することができる。

（表彰決定の手続）

第7条 区長は、第3条から第5条までの規定により表彰を決定しようとするときは、表彰者審査決定書（様式第3号）を作成のうえ、町内会長会議の同意を得て決定し、様式第3号にて審議会に報告しなければならない。

（表彰の実施）

第8条 第3条に規定する表彰は、区長が表彰状に記念品を添えこれを贈呈して行う。

（表彰者名簿）

第9条 被表彰者の氏名、事績その他必要な事項は、表彰者名簿（様式第4号）に記録し永久に保存するとともに、表彰者は区民だより等の区の広報媒体を用いて区民に周知する。

（表彰の時期）

第10条 表彰は、毎年度初めの審議会（5月）にて行うものとする。ただし、区長に特別の理由がある場合は、町内会長会議の同意を得て5月以外の月に表彰を行うことができる。

（現職の特例）

第11条 現に第3条第1項第1号から第3号の役職にある者については、第3条の規定にかかわらず、その在職中は表彰を行わないものとする。

(遺族に対する表彰状等)

第12条 この規程によって表彰を受けるべき現職者が死亡したときは、表彰状及び記念品は、その遺族に贈与する。

(遺族の定義)

第13条 前条の遺族とは、被表彰者の死亡時における配偶者(内縁を含む。)、子、父母の1親等までとする。

2 表彰状等を受ける遺族の順位は、前項に掲げる順序による。

(表彰の停止と廃止)

第14条 功労者が次の各号のいずれかに該当した場合は、表彰を停止する。

(1) 区長、町内会長、審議員等の職にあるとき。

(2) 心身の故障等にあるときのほか、区長において不相当と認める者であるとき。

2 功労者が次の各号のいずれかに該当した場合は、前項の表彰を廃止する。

(1) 犯罪により刑に処せられた者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、功労者等の表彰に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(附則)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行し当地縁団体が認可された翌年度の平成16年度(市制施行年度)から遡及適用する。

地区功労者等資格調書

令和 年 月 日作成

1 表所種類 功労者表彰

- ①住 所 大野 番地
- ②氏 名 _____
- ③生年月日 昭・平・令 年 月 日生
- ④職 歴 _____年（換算年数計）

（在職期間の計算）

役 職 名	在 職 期 間	年数 (年)	換 算 率	換算年数 (年)
区 長	H17.4.1 ~ H . . .		100/100	
町内会長			90/100	
審 議 員			80/100	
監 査 員			80/100	
計				

2 功労（功績）の事績（特記事項）

（記載例）市政施行となる平成16年4月1日から区政改革の中心となり、区内業務の調整に取り組んだ。

功労者等推薦書

□大野区民等表彰規程第6条の規定により、_____氏を

下記のとおり 功労・功績・善行者 表彰に推薦します。

令和 年 月 日

□大野区長 様

推薦者（町内会長）

住所 □大野 番地

_____町内

氏名 _____ ⑩

記

1 被表彰候補者（個人・法人）

①住所 大宮町□大野 番地（ _____ 町内）

②氏名（職業） _____（ _____ ）

③在職期間年数等 _____年 *参考
（区事務員 _____年、民生委員 _____年、福祉委員 _____年、公民館員 _____年）

2 功労、功績、善行の詳細

表彰者審査決定書

1 功労者表彰

(1)氏名・住所 _____（ _____ 町内） 大野 _____ 番地

(2)生年月日 _____年____月____日生（満____歳）

(3)職歴など _____（ _____ 年・換算年数計）

(4)表彰基準 第3条第1項第____号該当者

（在職期間の計算）

役職名	在 職 期 間	年 数 (年)	換 算 率	換算年数 (年)
区 長	～		100/100	
町内会長	～		95/100	
審 議 員	～		90/100	
監 査 員	～		90/100	
計				

2 功績者表彰

(1)氏名・住所 _____（ _____ 町内） 大野 _____ 番地

(2)生年月日 _____年____月____日生（満____歳）

(3)職歴等 _____年

参考（区事務員 _____年、民生委員 _____年、福祉委員 _____年、公民館員 _____年）

(4)表彰基準 第4条第____号該当者

3 善行者表彰

(1)氏名・住所 _____（ _____ 町内） 大野 _____ 番地

(2)生年月日 _____年____月____日生（満____歳）

(3)表彰基準 第4条第4号該当者

(4)善行内容

永年保存

表 彰 者 名 簿

□大野区

表彰の種類	(功労・功績・善行) 表彰	
表彰名簿登録番号	(功労・功績・善行) 第 号	
名簿登録年月日	令和 年 月 日	
表彰年月日	令和 年 月 日	
表彰者氏名		
生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日生	
住 所	大宮町口大野 番地	
役員歴など		
表彰の概要		